

# 馬路村立馬路中学校 消防計画

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この消防計画は、消防法第8条第1項に基づき、馬路村立馬路中学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は当建物に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

### (管理権原者の権限と業務)

第3条 管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の不備や消防用設備等の不備が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

### (防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び立ち会い
- (5) 火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 教職員に対する防災教育の実施
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な事項

### (消防機関への報告等)

第5条 防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、常に消防署と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告（ 3年に1回 ）
- (4) 消防訓練実施届の提出
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

## 第2章 予防管理対策

### (予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を予防管理組織編成表《別添1》のとおり定める。

### (消防用設備等の点検報告)

第7条 防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、消防用設備等点検基準表《別添2》により法定点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに3年に1回中芸消防長に報告しなければならない。

### (自主検査)

第8条 防火管理者及び火元責任者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票《別添3》に基づき、自主検査を1年に2回（8月、3月）実施し、その結果を記録、保存する。

### (不備欠陥等の整備)

第9条 防火管理者は、点検、検査の結果、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図らなければならない。

### (防火対象物の定期点検) ※該当する場合のみ

第10条 防火対象物の点検義務がある場合は、点検の資格を有する者により点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに3年に1回中芸消防長に報告しなければならない。

### (火災予防、避難管理上の遵守事項)

第11条 火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (2) 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は設置しないこと。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (7) 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

## 第3章 自衛消防活動

### (組織と任務)

第12条 火災、地震、その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防組織を自衛消防組織編成表《別添4》のとおり定める。

### (夜間、休日における活動体制)

第13条 就業時間外に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

2 教職員は連絡網等により、すみやかに参集するものとする。

(自衛消防活動)

第14条 火災等の災害が発生した場合は、自衛消防組織編成表に定める任務分担及び消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添5》に基づき、行動するものとする。

#### 第4章 地震対策

(震災予防措置)

第15条 地震災害の予防措置は、第2章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設(看板、窓枠等)の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具の使用停止および転倒防止
- (3) 危険物類の漏洩、転倒等の防止措置
- (4) 商品等の転倒、落下措置
- (5) 初期消火用水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、第3章に定めるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置  
火元責任者は、担当区域の火気使用設備器具の使用停止を行うとともに、その確認を行う。
- (2) 情報の収集  
通報連絡班は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずる。
- (3) 消火活動  
ア 消火班は、災害発生場所の状況を把握し、施設等の消火活動に当る。  
イ 火災の発生もなくその他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火活動に協力する。
- (4) 避難誘導  
ア 避難誘導班は、児童生徒及び教職員等を第1次避難場所馬路村民グラウンドへ誘導する。  
イ さらに、防災機関からの指示又は自衛消防隊長の判断により、指定避難場所馬路体育館に誘導する。  
ウ 避難路及び指定避難場所は、消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添5》指定避難場所への経路図《別添6》によるものとする。

#### 第5章 教育・訓練

(防災教育)

第17条 防火管理者は、教職員に対する防災教育を定期的に(5月、1月)次の基本事項に基づき行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底及び教職員の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 発災時の周知要領及び避難誘導要領について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱要領について

(消防訓練)

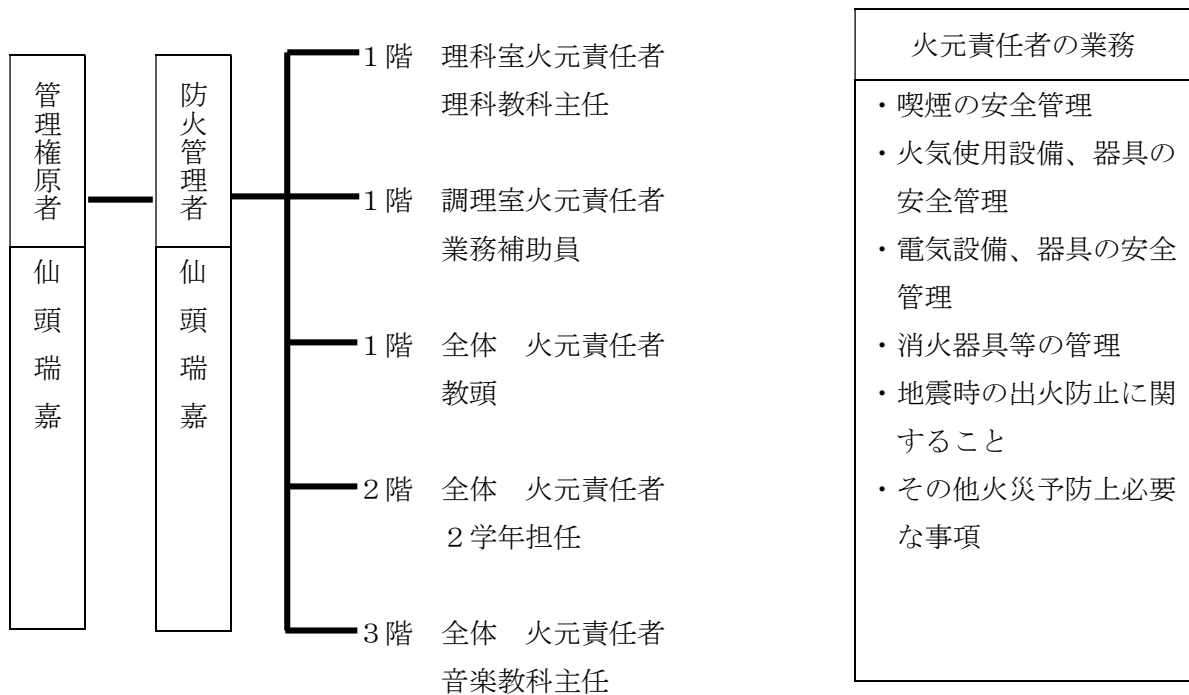
第 18 条 防火管理者は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため通報、消火、避難誘導等の訓練を年 3 回以上実施するものとする。

2 防火管理者は、訓練実施日の 3 日前までに『消防訓練実施計画届』を中芸消防署長（該当の場合）に届出する。

附則

この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 予防管理組織編成表



### 消防用設備等点検基準表

消防用設備等	機器点検	総合点検	点検員（業者名等）
消火器 非常警報設備 自動火災報知設備 誘導灯 避難器具	6箇月に1回  8月  3月	1年に1回  8月	業者名 ナガト防災  電話番号 088-865-2706  立合者 校長 仙頭瑞嘉

## 自主検査票

管理権原者	仙頭 瑞嘉	印
防火管理者	仙頭 瑞嘉	印
検査担当者		印

検査日 年 月 日

判定欄の記号 ○印 良い ×印 不良 ⊗印 改修済

区 分		検 査 内 容	判 定
建 築 物	周 围 等	可燃物が放置されていないか。	
		避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。	
	防 火 区 画 階 段 ・ 廊 下 非 常 口	防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。 避難を妨げる物品等はないか。 非常口は、容易に開閉できるか。	
消 火 設 備	消 火 器	階ごとに適正な位置に配置されているか。 外観に異常はないか。 標識は脱落していないか。	
	屋 内 消 火 栓 設 備	扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。 外観に異常はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	ヘッドに変形・障害物はないか。 間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか。 ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。 発信機の周辺に障害物はないか。 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 警戒区域一覧図はあるか。	
	非 常 警 報 設 備 (非常放送設備)	ベル・放送の音量は十分か。 周辺に障害物はないか。 放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。 表示灯は正常に点灯するか。 警戒区域図はあるか。	

区 分		検 査 内 容	判 定
避難設備	避難器具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。	
		操作場所の窓は容易に開放できるか。	
		降下空間の途中に看板等の障害物はないか。	
	誘導灯 誘導標識	標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。 非常電源に異常はないか。 照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。	
消防隊使用設備	連送水結管	各階の放水口のバルブから漏水していないか。	
		扉の開閉を妨げる物品等はないか。	
		送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。	
	消防隊 進入口	外部から容易に進入口を確認できるか。 外部から容易に開放できるか。 進入口の周囲に物品等はないか。	
その他	危険物	施設は適正に維持管理されているか。	
		許可(届出)された品名、数量が守られているか。	
		係員以外の者がみだりに出入りしていないか。	
		危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。	
	火気管理	喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。	
		電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。	
ガスホース、電気コード等に異常はないか。			
防炎物品	厨房ダクトの清掃はされているか。		
	焼却炉の構造及び火の始末はよいか。		
その他	カーテン・じゅうたん等は防炎物品であり、表示はあるか。		
その他			

※ 該当設備に応じて、票を作成して下さい。

## 自衛消防組織編成表

自衛消防隊 隊長	職 氏名	校長 仙頭 瑞嘉
自衛消防隊 副隊長	職 氏名	教頭 竹村 誠

任 務 内 容	係名	隊 員 氏 名
○ 通報連絡班 消防機関への通報 生徒・教職員への報知 消防隊への情報提供	班長	教頭
○ 消火班 消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。	班長	教務主任
	係	生徒指導主事
○ 避難誘導班 非常口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。 要救助者の救助	班長	研究主任
○ 救護班 負傷者の応急救護にあたる。	班長	道徳推進リーダー
	係	特支コーディネーター
○ 警備班 防火シャッター・防火戸の閉鎖商品、書類、備品等の搬出、保護及び水損防止	班長	事務
	係	業務補助員



## 指定避難場所への経路図



第1 避難場所の村民グラウンドから、徒歩で指定避難場所の馬路体育館へ避難する。